

歩道乗り入れ工事の基準

1 許可基準

歩道に自動車の乗り入れを設けるには、歩行者の安全の確保及び車両の出入りによる歩道の損傷防止のため様々な制約がある。以下の例示を確認し書類を提出すること。

2 乗り入れ（切り下げ）幅及び相互の離隔距離

乗り入れ（切り下げ）幅及び相互の離隔距離は、下記のとおりとする。

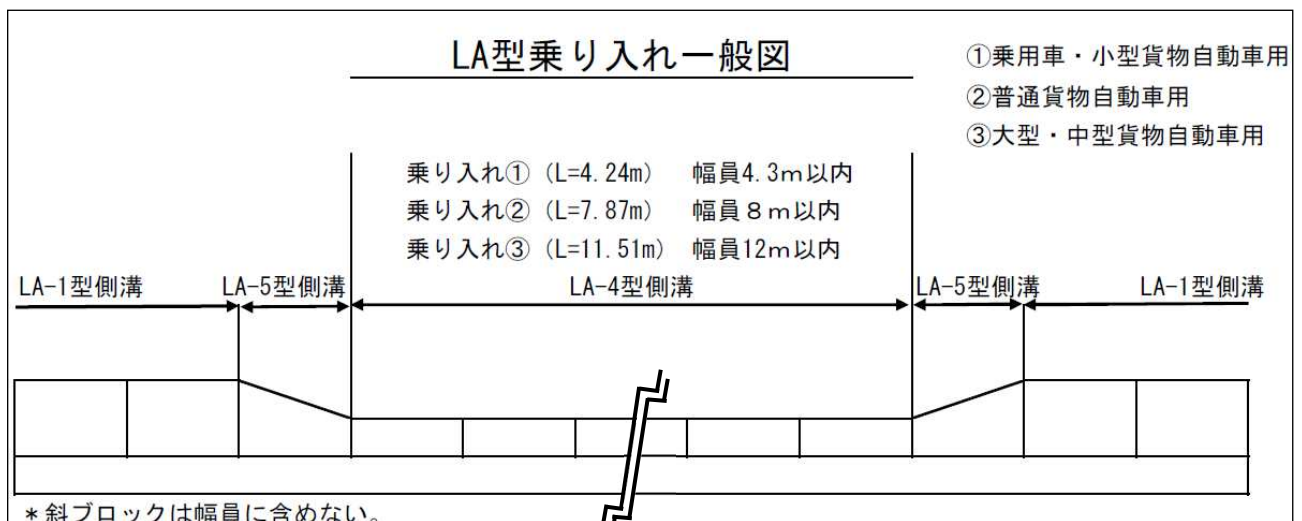
なお、下記の乗り入れ幅を超えて必要となる場合には、乗り入れ車両の軌跡により、必要最小限度の乗り入れ幅とすることができる。

◎ 給油所、駐車場、大型車若しくは貨物車両の出入りが多い工場その他これらに類する施設は 12 m以内 とする。

◎ 上記以外は 6.1 m以内 とする。（商店・コンビニなど）

なお、乗用車のみが出入りする住宅及びアパートの乗り入れ施設は、乗り入れ幅を必要最小限度の 4.3 m以内 とする。

車 種	幅員	乗り入れ相互の 離隔距離
乗用車・小型貨物自動車用	4.3 m以内 (6.1 m以内)	1.8 m以上
普通貨物自動車用 (6.5 t 積以下)	8 m以内	5 m以上
大型・中型貨物自動車用 (6.5 t 積を超えるもの)	12 m以内	



3 出入口の設置場所は、間口において交通上、支障が少ない部分とする。

4 乗り入れ（切り下げ）の構造

乗り入れ（切り下げ）の構造は下表のとおりとする。

◎ 側溝蓋は、道路管理者が指定する側溝蓋（車両用）を設置させるものとする。

なお、L型側溝については、間口において交通上、支障が少ない部分とし補強すること。

表 1：舗装構成

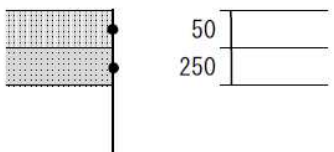
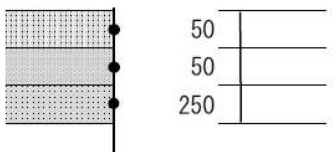
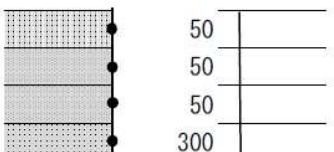
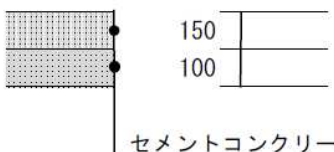
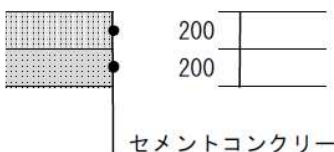
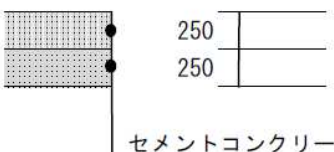
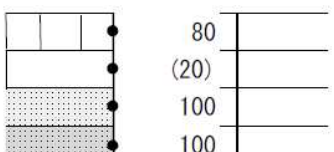
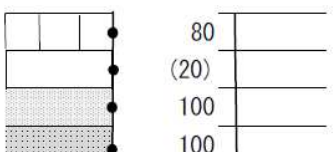
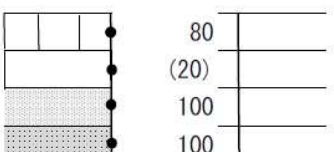
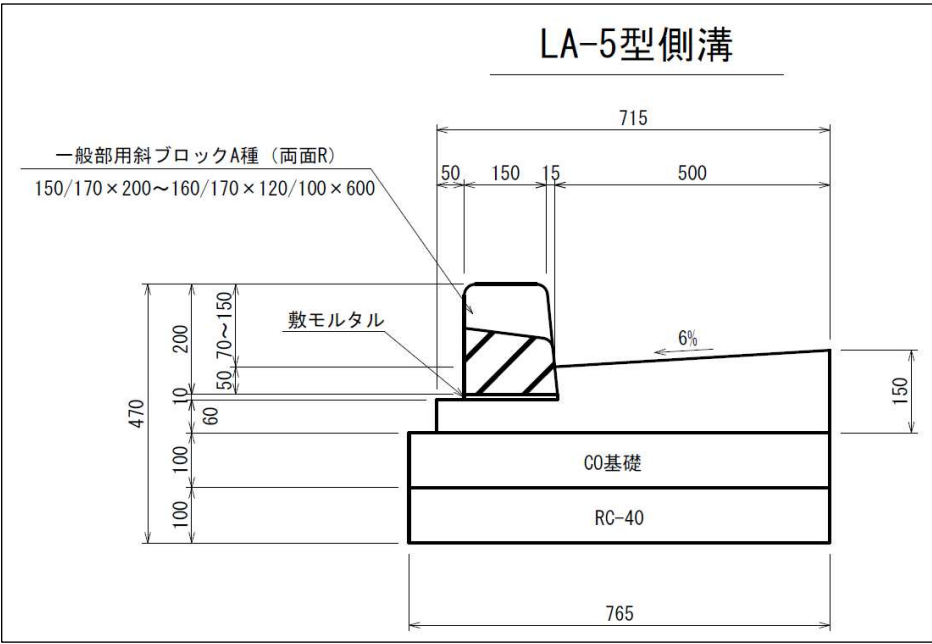
区分	乗用車・小型貨物自動車用	普通貨物自動車用	大型・中型貨物自動車用
ア ス フ ア ルト 舗 装	 50 250 密粒度アスコン(13) 再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	 50 50 250 密粒度アスコン(13) 粗粒度アスコン(20) 再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	 50 50 50 300 密粒度アスコン(13) 粗粒度アスコン(20) 粗粒度アスコン(20) 再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30) 再生下層路盤材(RC-40)
コ ン ク リ ー ト 舗 装	 150 100 セメントコンクリート 再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	 200 200 セメントコンクリート 再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	 250 250 セメントコンクリート 再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)
イ ン タ ー ロ ッ キ ン グ 舗 装	 80 (20) 100 100 ブロック サンドクッション 粒調碎石 再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	 80 (20) 100 100 ブロック サンドクッション 瀝青安定処理 再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	 80 (20) 100 100 ブロック サンドクッション 瀝青安定処理 再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)

表 2 : L 型側溝の構成



5 乗り入れ口の箇所数

- ◎ 同一施設における乗り入れ口の箇所数は、下表に示す値を標準とする。
- ただし、間口が15m以上30m未満の給油所、駐車場、大型車両もしくは貨物車両の出入りが多い工場その他これらに類する施設で、かつ、乗り入れ幅が8m以内の場合に限り、乗り入れ箇所を2箇所とし、離隔距離を5m以上とすることができる。

間 口	箇所数
30m未満	1
30m以上 50m未満	2 以下
50m以上 100m未満	3 以下
100m以上	4 以下

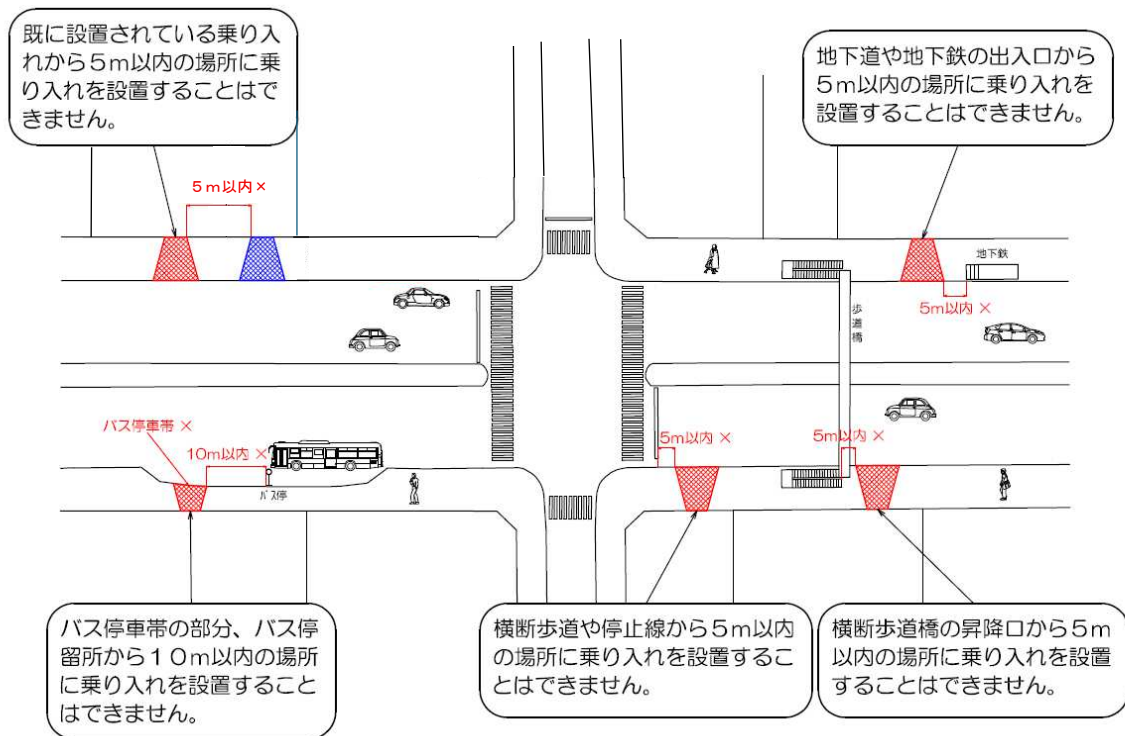
6 乗り入れ口の設置を禁止する箇所

- ◎ 乗り入れ口の設置場所は、原則として、次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けるものとする。
- ただし、民家等にその家屋所有者等の自家用車が出入りする場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上、特に支障がないと認められる場合には、②から④及び⑥について、また、所管警察署長との間で、その設置について協議が整った場合には、①から⑤について、それぞれ適用しないことができるものとする。
- なお、駐車場法施行令第6条に規定する路外駐車場の出入り口については、同令第7条により禁止区域が定められているので留意すること。
- ① 横断歩道及びその前後5m以内の部分
 - ② トンネル等の前後50m以内の部分

- ③ バス停留所、路面電車の停留場、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から前後 10m 以内の部分
 - ④ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5 m 以内の部分
 - ⑤ 交差点（総幅員 7 m 以上の道路の交差する交差点を言う。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分、ただし T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - ⑥ バス停車帯の部分
 - ⑦ 橋の部分
 - ⑧ 横断防止柵、ガードレール及び駒止めの設置されている区間。ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
- （対象：都市計画道路：愛野駅小笠山公園線、月見の里線、新池堀越線など）
- ⑨ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、ただし道路管理者及び占有者が移転を認めた場合は除く。

＊ 乗り入れ口の設置を禁止する箇所図

（同一施設の敷地内）



7 その他

施設の出入口について他の法令で定めがある場合には、当該法令の基準によるほか、本基準の趣旨により適切な工事承認を行うものとする。